

第5次犯罪被害者等基本計画を踏まえた

被害者支援の在り方

2026年6月14日(土)

犯罪被害者支援を考えるシンポジウム2026

NPOさっぽろ犯罪被害者等援助センター 理事

弁護士 奥野舞

新施策① 被害者手帳・支援カルテの導入

現状の課題

- ・ 被害状況を何度も説明しなければならない
- ・ 機関ごとに情報が分断されている
- ・ たらい回しや支援の漏れが発生



新施策の対応

- 📁 被害者手帳：要望・状況等を記録し各機関の担当者と共有
- 🔄 支援カルテ：支援経過を保管し再相談時の円滑対応にも活用
- 心理的負担に配慮しながら中長期的支援の環境整備を推進

期待される効果



繰り返し説明
の負担を軽減



機関間連携
の強化



二次被害
防止

「被害者手帳 警察庁」で検索

新施策② 多機関ワンストップサービス体制の整備



全ての地方において早期に多機関ワンストップサービス体制が構築されるよう、人材育成・財政支援を推進

新施策③ トraumainフォームドケア（TIC）の推進

トラウマインフォームドケア（TIC）とは

「トラウマとその影響について知識を持ち、理解して関わること」（第5次基本計画）

TICの観点から支援者に求められる姿勢

安全性

被害者が安心
できる環境を整える

信頼性

一貫した関わりで
信頼関係を構築

選択権

本人の意思決定を
尊重・支援

協働性

支援者と被害者が
対等なパートナー

□ □ 犯罪被害者等と接する職員等に対し、関係府省庁が連携してTIC研修を推進（第5次計画・具体的施策）

新施策④ 経済的支援・職場・法的支援の整備



犯罪被害者等のための休暇制度の導入促進

被害回復・捜査裁判対応等に必要な休暇制度を企業が導入できるよう、実態把握・周知・経済団体への働き掛けなど実効的な取組を推進



犯罪被害者等支援弁護士制度（令和8年〔2026年〕開始）

精神的・身体的被害や経済的困窮等により適切な対応が困難な被害者が、早期の段階から弁護士による包括的・継続的な援助を受けられる制度



犯罪被害給付制度（犯給法）の着実な運用

令和6年の制度改正により給付水準を抜本的に強化済み。引き続き重傷病給付・性犯罪被害者への充実等、被害者からの要望に向き合いながら実施可能な取組を進める

特定被害類型への対応 — 性犯罪・DV・ストーカー等

共通の認識：潜在化しやすく被害が繰り返される類型には、類型に応じた特化した施策が不可欠

性犯罪・性暴力

- ・ ワンストップ支援センターの充実（男性・性的マイノリティ・障害者等も対象）

- ・ 看護師等による医療的支援の更なる強化

- ・ 緊急避妊に関する情報提供の推進

DV（配偶者等からの暴力）

- ・ 配偶者暴力相談支援センター・要保護児童対策地域協議会等の連携強化

- ・ 住民基本台帳の支援措置・住所秘匿制度の適切な運用

- ・ 住宅支援・雇用安定施策との連携

ストーカー ・ 児童虐待

- ・ 「ストーカー総合対策」に基づく相談・保護体制の強化

- ・ 被害が潜在化しやすい事案への積極的な介入

- ・ 加害者の処遇段階での被害者安全確保の徹底

SNS・インターネット上の誹謗中傷対策

第5次計画が明記する深刻な実態：「ソーシャルメディアの急速な利用拡大に伴い、いわれのない誹謗中傷や誤情報が拡散し、被害者の人格権・心情が深く傷つけられる深刻な事態が生じている」

第5次計画の対応策



プラットフォーム事業者への対応促進

大規模プラットフォーム事業者に対し削除対応の迅速化・運用状況の透明化を要請。プロバイダ責任制限法の適切な運用を推進



相談体制の充実（法務局・違法有害情報相談センター）

「みんなの人権110番」「チャット人権相談」等を通じ、名誉毀損・プライバシー侵害に当たる情報のプロバイダへの削除要請を実施



ICTリテラシー向上・責任ある情報発信の啓発

関係府省庁が連携し、啓発講座・事例集・啓発動画等を通じて「被害者にも加害者にもならない」意識を社会全体に浸透させる

現場の課題と今後の展望

財源・予算

- ・ 各施策の実施に必要な恒久的財源の確保
- ・ 補助金の単年度縛りによる継続性の課題

人材育成

- ・ 支援コーディネーターの全国配置
- ・ 担当職員の専門性確保とバーンアウト対策

地域格差

- ・ 都市部と地方の支援水準の差
- ・ NPO・民間団体のキャパシティ差

各主体に求められる役割

国・警察庁

司令塔として計画の実施・評価・見直しを主導

地方自治体

地域の実情に応じた体制整備と財政支援

NPO・民間

当事者の声を反映した伴走型支援の実践

市民・企業

理解者として被害者が孤立しない環境づくり

「途切れない支援」を社会全体で

- 01 被害者手帳・カルテで「繰り返し説明」の負担をなくす
- 02 コーディネーターを核とした多機関ワンストップ体制を全国に
- 03 TIC（トラウマとその影響を理解した関わり）を支援の基本姿勢に
- 04 性犯罪・DV・ストーカー等、類型に応じた特化した支援を充実
- 05 SNS誹謗中傷対策・プラットフォーム規律・ICTリテラシー教育を強化
- 06 休暇制度・支援弁護士・週間の月間化で社会全体の支援体制を整備